

一関地区広域行政組合基準該当訪問看護事業者の登録等に関する規則

平成24年 2月29日

一関地区広域行政組合規則第1号

改正 平成24年 9月28日 規則第5号

平成25年 3月29日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスに該当する訪問看護又はこれに相当するサービスのうち、東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第33号）附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる改正前の東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成23年厚生労働省令第53号。以下「基準省令」という。）第1条に規定する基準該当訪問看護（以下「基準該当訪問看護」という。）の事業を行う事業者の登録に係る手続等について必要な事項を定めるものとする。

(基準該当訪問看護事業に係る特例居宅介護サービス費の支給)

第2条 一関地区広域行政組合管理者（以下「組合管理者」という。）は、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、基準該当訪問看護の事業を行う者（基準省令第2条第1項に規定する人員基準を満たす者に限る。）として組合の登録を受けた者（以下「基準該当訪問看護事業者」という。）により行われる基準該当訪問看護を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、法第42条第1項第2号に係る特例居宅介護サービス費（以下「特例居宅介護サービス費」という。）を支給する。

2 特例居宅介護サービス費の額については、一関地区広域行政組合介護保険条例施行規則（平成18年一関地区広域行政組合規則第17号。以下「規則」という。）第3条の規定を適用する。

3 組合管理者に対し、あらかじめ特例居宅介護サービス費の代理受領に係る申出書（様式第1号）を提出している基準該当訪問看護事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たし、かつ、その被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法の変更の記載がなされていない居宅要介護被保険者が、当該基準該当訪問看護事業者から基準該当訪問看護を受けたときは、当該居宅要介護被保険者の委任に基づき、当該居宅要介護被保

険者が支払うべき基準該当訪問看護に要した費用について、特例居宅介護サービス費として当該居宅要介護被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、支払を受けることができる。

(1) 当該居宅要介護被保険者が、法第46条第4項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつき、あらかじめ組合に届け出ている場合であって、当該基準該当訪問看護が当該指定居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。

(2) 当該居宅要介護被保険者が、当該基準該当訪問看護を含む基準該当居宅サービスの利用に係る計画をあらかじめ組合管理者に届け出ているとき。

4 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費の支給があったものとみなす。

5 基準該当訪問看護事業者は、基準該当訪問看護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。

6 前項の領収証においては、基準該当訪問看護について、居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、特例居宅介護サービス費に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

7 基準該当訪問看護事業者は、特例居宅介護サービス費の支払に関して、法第41条第4項第1号の厚生労働大臣が定める基準に従い審査を受けるものとする。

8 組合管理者は、基準該当訪問看護事業者からの請求に対する審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託するものとする。

9 基準該当訪問看護事業者は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）の例により、特例居宅介護サービス費の請求を行うものとする

10 基準該当訪問看護事業者は、前項の請求に併せて、第3項に定める居宅要介護被保険者の委任を受けていることについて介護保険特例居宅介護サービス費支給申請書を連合会に提出するものとする。

11 基準該当訪問看護事業者は、その提供した基準該当訪問看護について、第3項の規定により、当該基準該当訪問看護の利用者たる居宅要介護被保険者に代わって特例居宅介護サービス費の支払を受ける場合は、当該基準該当訪問看護を提供した際に、当該要介護被保険者から利用料の一部として、特例居宅介護サービス費基準額から当該基準該当

訪問看護事業者に支払われる特例居宅介護サービス費の額を控除して得られる額の支払を受けるものとする。

- 12 組合管理者が、法第50条の規定により基準該当訪問看護に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要介護被保険者については、規則第3条中「100分の90」とあるのは「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において組合管理者が定めた割合」に、法第69条第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた居宅要介護被保険者については、規則第3条中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(基準該当訪問看護事業者に係る登録)

第3条 第2条第1項の登録は、基準該当訪問看護の事業を行う者の申請により、基準該当訪問看護の事業を行う事業所（以下「基準該当訪問看護事業所」という。）ごとにその有効期間を定めて行う。

- 2 前項の規定により基準該当訪問看護事業者の登録を受けようとする者は、基準該当訪問看護事業者登録申請書（様式第2号）並びに付表1-1及び付表1-2（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有する場合に限る。）に次に掲げる事項を記載又は添付し、組合管理者に提出しなければならない。

- (1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事業所を含む。）の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (4) 事業所の平面図及び設備の概要
- (5) 事業所の管理者の氏名、住所及び経歴並びに資格を証する書類
- (6) 運営規程
- (7) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (8) 当該申請に係る事業に関する従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (9) 当該申請に係る事業に関する資産の状況
- (10) その他登録に関し必要と認める事項

(登録の更新)

第4条 第2条第1項の登録は、その登録の有効期間の満了の日までにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の登録の更新を受けようとする者は、基準該当訪問看護事業者登録更新申請書（様式第3号）並びに様式第2号の付表1-1及び付表1-2（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有する場合に限る。）に前条第2項各

号（第3号を除く。）に掲げる事項を記載又は添付し、組合管理者に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合管理者は、当該申請に係る事業者が既に提出している前条第2項第4号から第10号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

4 第1項の更新の申請があった場合において、登録の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（変更の届出等）

第5条 基準該当訪問看護事業者は、第3条第2項各号に掲げる登録事項に変更があった場合には、組合管理者に対し登録事項変更届出書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 基準該当訪問看護事業者は、当該事業を廃止、休止又は再開する場合には、組合管理者に対し事業廃止（休止・再開）届出書（様式第5号）を提出しなければならない。

（報告等）

第6条 組合管理者は、特例居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、基準該当訪問看護事業者又は基準該当訪問看護事業者であった者若しくは基準該当訪問看護事業所の従業者であった者（以下この項において「基準該当訪問看護事業者であった者等」という。）に対し報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、基準該当訪問看護事業者若しくは基準該当訪問看護事業所の従業者又は基準該当訪問看護事業者等であった者に対し出頭を求め、又は組合の当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは基準該当訪問看護事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、組合の当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（基準該当訪問看護事業者の登録の取消し）

第7条 基準該当訪問看護事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第2条第1項の登録を取り消されることがあるものとする。

(1) 基準該当訪問看護事業者が、当該登録に係る基準該当訪問看護事業所の従業者の知

識又は技能について、基準省令第2条において準用する指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス基準省令」という。）に規定する指定訪問看護事業者が満たすべき基準を満たすことができなくなったとき。

- (2) 基準該当訪問看護事業者が、当該登録に係る基準該当訪問看護事業所の従業者の人員について、基準省令に規定する基準該当訪問看護事業者が確保すべき員数を満たすことができなくなったとき。
- (3) 基準該当訪問看護事業者が、基準省令第2条において準用する居宅サービス基準省令に規定する指定訪問看護の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な基準該当訪問看護の事業の運営をすることができなくなったとき。
- (4) 特例居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。
- (5) 基準該当訪問看護事業者が、前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 基準該当訪問看護事業者又は基準該当訪問看護事業所の従業者が、前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、基準該当訪問看護事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該基準該当訪問看護事業者が、相当の注意及び監督を尽したときを除く。
- (7) 基準該当訪問看護事業者が、不正の手段により第2条第1項に規定する登録を受けたとき。

（事業所情報の提供）

第8条 組合管理者は、基準該当訪問看護事業所の情報（第5条に規定する変更の届出等に係る情報を含む。）のうち、次に掲げるものを岩手県に提出するものとする。

- (1) 申請者の名称並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 登録年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 基準該当訪問看護事業所番号
- (6) その他組合管理者が必要と認める事項

（公示）

第9条 組合管理者は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- (1) 第2条第1項の登録をしたとき。
- (2) 事業所の名称及び所在地の変更又は事業の廃止に係る届出があったとき。
- (3) 第7条の規定により第2条第1項の登録を取り消したとき。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、組合管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成24年3月1日から適用する。

(この規則の失効)

- 2 この規則は、平成25年4月1日において現に基準該当訪問看護事業者により行われる基準該当訪問看護の提供を受けている居宅要介護被保険者が他の介護サービスに移行することその他の事由により当該居宅要介護被保険者に対する当該基準該当訪問看護の提供が終了する日又は平成25年9月30日のいずれか早い日限り、その効力を失う。

附 則 (平成24年9月28日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第3号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 殿

事業者 住 所（所在地）

名 称

代表者氏名

㊟

特例居宅介護サービス費の代理受領に係る申出書

次のとおり代理受領について申し出ます。

- 1 代表者氏名
- 2 基準該当訪問看護事業所名
- 3 事業所の所在地（電話番号）
- 4 基準該当訪問看護事業所番号
- 5 代理受領の取扱いを受けようとする期間

様式第2号（第3条関係）

受付番号	
------	--

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 殿

申請者 住 所（所在地）

名 称

代表者氏名

㊞

基準該当訪問看護事業者登録申請書

基準該当訪問看護事業者として登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ					
	名 称					
	主たる事務所の所在地	〒 ー				
	連絡先	電話	()	FAX	()	
	法人である場合その種別			法人所轄庁		
	代表者の職・氏名	職名			フリガナ	
					名 称	
代表者の住所	〒 ー					
登 録 を 受 け よ う と す る 事 業 所	事業所等の所在地	〒 ー				
	事業開始予定年月日					
	様 式	付表1-1 ・ 付表1-2				
基準該当事業所番号					(既に許可を受けている場合)	
登録を受けている市町村						
介護保険事業所番号					(既に指定又は許可を受けている場合)	
既に指定等を受けている事業						
医療機関コード等						

備考

- 1 「受付番号」欄には記入しないでください。
- 2 「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社、有限会社、NPO法人等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入してください。
- 4 「基準該当事業所番号」欄については、当組合又は他の市町村において既に事業所としての登録を受け、番号が付番されている場合には、そのコードを記入してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記入してください。
- 5 「登録を受けている市町村」欄については、既に基準該当事業所として登録を受けたことがある市町村についてその名称を記入してください。
- 6 指定事業所として既に介護保険事業所番号が付番されている場合には、そのコードを「介護保険事業所番号」欄に記入してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記入してください。
- 7 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記入してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記入してください。
- 8 「既に指定等を受けている事業」欄については、指定事業所として指定を受け（みなしによる指定を含む。）、実施している事業の種類について記入してください。

付表1-1 基準該当訪問看護事業者の登録に係る記載事項

受付番号	
------	--

事業所	フリガナ								
	名称								
	所在地	〒							
	連絡先	電話	()			FAX	()		
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文					第 条第 項第 号				
病院、診療所、訪問看護ステーションの別									
管理者	フリガナ				住所	〒			
	名称								
	※職種及び登録番号								
	※当該訪問看護事業所内で兼務する他の職種 (兼務の場合記入)								
者	※同一敷地内の他の事業 所施設の従業者との兼務 (兼務の場合記入)		名	称					
			兼務する職種及 び勤務時間等						
従業者の職種・員数		看護師		保健師		准看護師		理学・作業療法士	
		専	従	兼	務	専	従	兼	務
常勤 (人)									
非常勤 (人)									
※常勤換算後の人数(人)									
※基準上の必要人数(人)									
適合の可否									
主な 揭示 事項	営業日								
	営業時間								
	利 用 料		法定代理受領分						
			法定代理受領分以外						
	その他の費用								
通常の事業実施地域									
添 付 書 類		別添のとおり							

備考

- 「受付番号」「基準上の必要人数」「適合の可否」欄には、記入しないでください。
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 「主な揭示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
- ※欄は、訪問看護ステーションの場合のみ記入してください。
- 保険医療機関又は特定承認保険医療機関である病院又は診療所が行うものについては、法第71条第1項の規定により指定があったものとみなされるので、本申請の必要はありません。
- 出張所等がある場合、所在地、営業時間等を別葉にして記載してください。また、従業者については、本様式に出張所等に勤務する職員も含めて記載してください。
- 当該基準該当訪問看護以外のサービスを実施する場合には、当該基準該当訪問看護部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

付表1-2 基準該当訪問看護事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項

受付番号	
------	--

事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	〒			
	連絡先	電話	()	FAX	()
主な 掲 示 事 項	営業日				
	営業時間				
	利用料				
	その他の費用				
	通常の実施地域				
添付書類	別添のとおり				

備考

- 1 「受付番号」欄には、記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を設けるか、又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 3 「主な掲示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。

様式第3号（第4条関係）

受付番号	
------	--

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 殿

申請者 住 所（所在地）

名 称

代表者氏名

㊞

基準該当訪問看護事業者登録更新申請書

基準該当訪問看護事業者として登録の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ							
	名 称							
	主たる事務所の所在地	〒 ー						
	連絡先	電話	()		F A X	()		
	法人である場合その種別				法人所轄庁			
	代表者の職・氏名	職 名			フリガナ			
					名 称			
代表者の住所	〒 ー							
よ う と す る 事 業 所	事業所等の所在地	〒 ー						
	登録年月日			事業所番号				
	有効期間満了日			様 式	付表1-1・付表1-2			
基準該当事業所番号								(既に許可を受けている場合)
登録を受けている市町村等								
介護保険事業所番号								(既に指定又は許可を受けている場合)
既に指定等を受けている事業								
医療機関コード等								

一関地区広域行政組合管理者 殿

申請者 住 所（所在地）

名 称

代表者氏名



登録事項変更届出書

次のとおり登録を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		基準該当事業所番号											
内容を変更した事業所		名称											
		所在地											
変更があった事項		変更の内容											
1	事業所の名称	(変更前)											
2	事業所の所在地												
3	主たる事務所の所在地												
4	代表者の氏名及び住所												
5	定款・寄附行為等及びその登記簿謄本・条例等（※定めている場合。ただし、当該事業に関するものに限る。）	(変更後)											
6	事業所の建物の構造等												
7	備品												
8	事業所（施設）の管理者の氏名及び住所												
9	サービス提供責任者の氏名及び住所												
10	運営規程												
変 更 年 月 日		年 月 日											

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容がわかる書類を添付してください。

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 殿

申請者 住 所（所在地）

名 称

代表者氏名

印

事業廃止（休止・再開）届出書

次のとおり事業の廃止（休止・再開）を届け出ます。

	基準該当事業所番号																			
廃止（休止・再開）する事業所	名称																			
	所在地																			
休止・廃止・再開の別	休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開																			
休止・廃止・再開する年月日	年 月 日																			
休止・廃止する理由																				
現にサービス又は支援を受けていた者に対する措置（休止・廃止する場合のみ）																				
休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日																			

備考 事業の再開に係る届出にあつては、規則に定める当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。